

ランダム係数型の変動型最低制限価格制度について

1. 趣旨

令和6年4月1日から、本町が発注する建設工事等について、ランダム係数型の変動型最低制限価格制度を適用します。

2 対象

予定価格が130万円（税込）を超える建設工事及び予定価格が50万円（税込）を超える建設工事に係る実施設計業務とし、志賀町工事等請負業者選考委員会において決定します。

また、対象となる案件は、入札公告または指名通知書により通知します。

3. 最低制限価格の算出について

$\text{最低制限価格基準額（千円単位）} \times \text{ランダム係数} = \text{最低制限価格（円単位）}$ <p style="text-align: center;">（1円未満の端数は切捨て）</p>

・最低制限価格基準額

国の低入札価格調査基準価格に準じた算定方法により町が設定する額です。

・ランダム係数

0.9990 から 1.0010 の範囲で 0.0001 刻みの「21通り」数値で、入札参加者が入力する3桁の「くじ番号」と入札時に記録される「ミリ秒数」の総和を「21」で除した「余り」により算出します。

(ランダム係数決定例)

「くじ番号」と「ミリ秒数」による
3桁の数値の総和が2,012の場合

$$2,012 \div 21 = 95 \text{ 余り } 17$$

となり、ランダム係数は1.007となります。

余り	ランダム係数	余り	ランダム係数	余り	ランダム係数
0	0.9990	7	0.9997	14	1.0004
1	0.9991	8	0.9998	15	1.0005
2	0.9992	9	0.9999	16	1.0006
3	0.9993	10	1.0000	17	1.0007
4	0.9994	11	1.0001	18	1.0008
5	0.9995	12	1.0002	19	1.0009
6	0.9996	13	1.0003	20	1.0010